

本市議会では、平成25年8月1日に、平成24年9月定例会、平成25年3月定例会、平成25年6月定例会で可決された意見書の内容を東日本大震災復旧復興対策並びに原子力事故対策調査特別委員会から提案し、要望書として取りまとめ、内閣府、復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省へ提出しました。

《写真：要望書を渡す正副議長、特別委員会正副委員長、正副分科会長》



内閣府 佐々木克樹大臣官房審議官へ



復興庁 浜田昌良副大臣へ



文部科学省 丹羽秀樹大臣政務官へ



農林水産省 長島忠美大臣政務官へ



経済産業省 平将明大臣政務官へ



環境省 谷津龍太郎事務次官へ

復興大臣 根本 匠 様

東日本大震災及び原子力発電所事故  
からの復旧・復興に関する要望書

平成25年 8月 1日

福島市議会議長 粕谷 悦功

福島市は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの復旧・復興に向け懸命に取り組んでいるが、震災の発生から2年4カ月が経過した現在も、除染や市民の健康管理、風評被害の払拭など緊急の課題が山積しており、市民生活や本市産業にもたらした深刻な影響は計り知れないものがある。

よって、一日も早く、福島市から放射線の影響を払拭して、市民の安全と安心を確保し、震災からの復興を強力に推し進めることが望まれるところであり、次の事項について強く要望する。

## 1. 原子力災害からのイメージ回復等についての財源の確保と対策

東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害は、福島市のイメージを毀損し市民生活あるいは本市産業全体へ甚大な影響をもたらした。

このような中で、本市は、イメージ回復や風評被害対策に資する各種事業に取り組んでいるが、問題の全面的な解決には、相当の予算措置と期間が必要である。

本市の風評被害対策等に要する経費については、国の震災復興特別交付税等により、措置されている部分もあるが、本市のイメージを震災前の状態まで回復させ、風評被害を一掃するまでの期間、十分な財源が確保されるかは不透明である。

また、イメージの回復や風評被害対策に有効な国内外への適切な情報発信、広報による対策は、費用対効果の検証が難しく、全面的な問題解決に至るまで、財源の確保を含め地方自治体単独で対応することは困難である。

よって、国策として原子力政策を推進してきた責任により、原子力災害から本市のイメージが十分回復し、風評被害を払拭するため、次の事項について必要な措置を講ずるよう要望する。

- ・原子力災害の被災自治体において、イメージの回復や風評被害対策のための情報発信、広報を行うにあたり、全面的な問題解決に至るまでの間、あらかじめ十分な財源を確保されたい
- ・原子力災害の影響は広範囲にわたり、被災自治体にとってマイナスのイメージが国内外に広まっていることから、福島復興再生基本方針を踏まえつつ、国においても直接、有効な対策を検討し、問題の解決に向けて一層の推進を図られたい

## 2. 果樹園地の表土除去と改植の一体的な事業実施

福島市は、果樹園の空間放射線量の低減を図るための表土除去事業と、放射性セシウム吸収抑制対策のための改植事業を実施している。

表土除去と改植はそれぞれ異なる目的の事業であるが、果樹園地の除染実施に際しては、初めに表土除去を行い、客土した後、果樹苗木の改植を行うことが放射性物質に汚染された果樹園地再生のために最適であることから、表土除去と改植を一体的に取り組む制度の創設が望まれる。

さらに、改植を行った場合、生産活動の維持及び再生産を可能とするため、農家に対して、改植から果実を出荷できるまでの期間の所得減少に伴う損害を賠償すべきである。

よって、果樹園地の再生及び将来にわたる持続可能な営農環境を確保するため、次の事項について必要な措置を講ずるよう要望する。

- ・ 果樹園地の除染に際しては、表土除去と果樹苗木の改植を一体的な事業として実施できる制度を創設するとともに、本事業の経費を負担されたい
- ・ 改植事業を進めるにあたっては、農家の生産活動維持及び再生産を可能とするよう改植から果実を出荷できるまでの期間、十分な損害賠償がなされるよう、原子力損害賠償紛争審査会及び東京電力株式会社に対し、適切に対処するよう求められたい

## 3. 野菜・果物の全量検査体制の構築

福島市は、農地等の継続的な除染作業を実施しており、出荷される農産物は基準値以下であり、そのほとんどは測定下限値以下であるが価格はいまだ回復しておらず、また、いわゆる風評被害による販売への影響も甚大であり、農業を主要産業とする本市が受けるダメージは計り知れないものがある。

このような中、多種多彩な本市農産物のうち、平成24年産米は出荷前全量全袋検査により、放射線検査を実施し、科学的根拠に基づき安全性を確保した後、出荷・消費されている。当検査体制は、県外市場関係者からも高く評価されており、流通も軌道に乗り販売量も回復基調となっている。

しかし、野菜・果物については出荷前抽出検査により放射性物質に関する安全性は担保されているものの、消費者の不安は払拭されていないことから、これら農産物に対する風評被害を払拭し、本市農産物の消費を拡大するためには、米の出荷前全量全袋検査同様の検査体制確立が必要である。

よって、検査機器の設置及び検査に係る全ての経費負担を行うこと等、野菜・果物等農産物のお荷前全量放射線検査体制を構築されたい。

#### 4. 放射性物質により汚染された土壌等の保管についての一層の対策

放射性物質汚染対処特措法に基づき、汚染状況重点調査地域に指定された福島市においては、市民の不安を一日も早く解消するため、福島市ふるさと除染実施計画に基づき、除染等の措置を実施している。

しかし、放射性物質により汚染された土壌等の除染は、過去に経験のない業務であり、本市は、市街地や住宅密集地も多く、仮置き場の設置も容易ではないなど多くの課題が山積し、除染作業の遅れなどの課題も明らかとなっており、こうした課題の解決には、一地方自治体規模での対応には限界がある。

よって、放射性物質汚染対処特措法に規定する「国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるものとする。」とした法の趣旨に基づき、汚染状況重点調査地域である本市除染の推進を図るため、放射性物質により汚染された土壌等の保管に関する次の事項

について、一層の対策を講ずるよう要望する。

- ・放射性物質により汚染された土壌等の仮置き場として、適切な国有地を積極的に提供されたい
- ・早期に中間貯蔵施設が設置されれば、放射性物質により汚染された土壌等について仮置き場を経ずに、直接搬入も可能となることから、中間貯蔵施設の設置を速やかに進めるとともに、平成27年1月とされている搬入開始時期を遵守し可能であれば前倒しを図られたい
- ・中間貯蔵施設の設置においては、放射性物質により汚染された土壌等の搬入にあたり、規模、容積等の不足が生じないようにさらなる精査を行われたい

## 5. 汚染状況重点調査地域における除染作業の迅速化に資するマンパワーの確保

福島市では、福島市ふるさと除染実施計画に基づき住宅除染を実施しているが、本市を含む福島県内の地方自治体における除染作業の本格化により、今後一層、除染現場の作業員が不足する可能性があり、計画どおりの除染の進捗に大きな懸念が生じている。

また、膨大な除染事業を行うにあたりその負担は大きく、技術系職員の不足も懸念される中で、本市においては、除染現場の監理業務の民間委託等で対応しているが、除染作業に係る人材の確保という課題の抜本的解決には、一地方自治体による対応にはおのずと限界がある。

さらに、国直轄で除染を行う除染特別地域の作業員については、環境省により特殊勤務手当の支給が義務づけられているが、同じ除染作業に従事する汚染状況重点調査地域の作業員については、空間線量率等の状況が異なるとはいえ、特殊勤務手当の支給がされていないのが現状である。

こうした現状から、除染特別地域に比べ、現に居住する住民が多い汚染状況重点調査地域における除染現場の作業員の確保が困難となり、除染作業の停滞を招くおそれがある。

よって、放射性物質汚染対処特措法の趣旨に基づき、汚染状況重点調査地域における除染作業の迅速化に資するマンパワーを確保するため、次の事項について必要な措置を講ずるよう要望する。

- ・除染現場の作業員不足に対する抜本的な解決策を検討し、除染作業の労務単価については、除染特別地域と汚染状況重点調査地域において著しい格差が生じないように、特殊勤務手当の支給等を含み同一内容となるよう配慮するとともに、他の公共事業への影響にも十分考慮しつつ引き上げを行われたい
- ・現在行っている被災自治体への国家公務員の派遣制度について、技術系の専門職員の派遣や増員等による内容の充実を図られたい

## 6. 除染の加速化及び住民の不安解消に向けた除染推進パッケージのさらなる内容の充実

平成24年10月23日に公表された除染推進パッケージにおいては、除染の加速化に向けた対策として、福島環境再生事務所への権限委譲や、住民の不安解消に向けた対策として、除染効果の発信や除染に関するリスクコミュニケーション強化等が示され、現在までに一定の成果が現れている。

しかし、福島市においては、除染作業や仮置き場設置の遅れなどを例として、放射線に関する正確な情報を市民と共有し、十分な意思疎通が図られているとは言えない状況がある。

こうした問題の解決のため、放射線に対する理解の促進やリスクコミュニケーションの充実、除染等の措置等に伴う原形復旧措置への財源措置等につ



いて、一層の対策の充実が求められる。

よって、放射性物質汚染対処特措法の趣旨からも、除染の加速化及び住民の不安解消に向けた除染推進パッケージのさらなる内容の充実等のため、次の事項について必要な措置を講ずるよう要望する。

- ・放射線に対する理解を深めるため、放射線の安全基準について一層の調査研究を行い、その結果を広く国内外へ周知することを除染推進パッケージに明記されたい
- ・除染に関する新たな技術の導入について、除染効果が高いと認められるものについては、速やかに除染関係ガイドライン等に反映させることとし、その方針を除染推進パッケージに明記されたい
- ・リスクコミュニケーション強化の具体策として、テレビや新聞等の幅広い広報媒体を活用し、正確な情報を国内外へ周知することを除染推進パッケージに明記されたい
- ・除染等の措置等に伴う原形復旧措置について、子どもの生活環境のみに限定せず、広く市民が利用する公共施設等も財源措置の対象とし、その方針を除染推進パッケージに明記されたい

## 7. 個人や事業主が独自に実施した除染費用について東京電力による速やかな賠償が可能となる制度の構築

放射性物質汚染対処特措法に基づき、汚染状況重点調査地域に指定された福島市においては、市民の不安を一日も早く解消するため、福島市ふるさと除染実施計画に基づく除染等の措置を実施している。

しかし、放射性物質により汚染された土壌等の除染は、過去に経験のない業務であり、原子力災害に係る多くの業務を抱える本市において、その負担は大きく、作業の遅れも見られる。

このような背景の中で、除染を待つ個人や事業主の中には、放射線への不安から一日も早い除染を希望し、みずから除染を行う場合もある。

そうした除染費用について、原子力損害賠償紛争審査会においては、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴い、必然的に生じた追加的費用等については、原子力損害として賠償の対象となるとしているが、東京電力からは、現時点においてこれら費用に係る賠償の方針は示されておらず、速やかな賠償が行われる状況にはない。

一日も早い除染を希望する個人や事業主等の市民に対し、その費用について迅速かつ確実に賠償がなされることが示されれば、市民の不安の解消にもつながり、さらに、市民の理解と協力のもと、除染の進捗にも寄与することになる。

よって、個人や事業主が独自に実施した除染費用について、市民目線に立った賠償基準により、東京電力による速やかな賠償が可能となる制度の構築を図られたい。

## 8. 減容化後の下水汚泥及び新たに発生する下水汚泥に係る継続的な対応

国は、平成25年4月から本市の堀河町終末処理場内で運転を開始した汚泥減容化施設において、放射性物質の検出により最終処分ができず場内に一時保管していた下水汚泥と、施設稼働後に新たに発生した下水汚泥を混合し、乾燥処理による減容化を図っている。

これにより生じた減容化後の下水汚泥は、中間貯蔵施設等への搬出が計画されているものの、その時期は明確ではない。

さらに、下水汚泥について最終処分が可能とされる基準を満たしていても、放射性物質に対する不安から、その受け入れ先は無いに等しく、引き続き場内に一時保管せざるを得ない状況である。

しかしながら、国は、汚泥減容化施設で行う減容化の期間について、これまで一時保管していた下水汚泥の減容化がすべて完了する平成25年度末までとしていることから、これ以降、新たに発生する下水汚泥についての対応は不透明である。

また、減容化後の下水汚泥が中間貯蔵施設等へ搬出されない場合、最長でも平成27年3月には、場内の一時保管場所の容量を超えるおそれもあり、国は、新たに発生する下水汚泥についても、放射性物質汚染対処特措法の趣旨に基づき減容化の必要性を認識するとともに、場外への早期搬出を行うべきである。

よって、汚泥減容化施設における減容化後の下水汚泥及び新たに発生する下水汚泥に関し、次の事項について必要な措置を講ずるよう要望する。

- ・減容化後の下水汚泥及び新たに発生する下水汚泥の一時保管は、暫定的なものとし、国がすべて責任を持って場外に搬出されたい
- ・新たに発生する下水汚泥を場外に搬出するまでの間、汚泥減容化施設において下水汚泥を減容化し、それに伴い必要となる経費についてもすべて負担されたい